

書 換 え 交 付

仙台市（H30 健保安）指令第 4号

許可番号 第M10095号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏 名 丸木医科器械株式会社  
(法人にあっては、名称)

営業所の名称 丸木医科器械株式会社 仙台支店

営業所の所在地 仙台市太白区西中田三丁目20-7

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条  
第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であることを  
証明する。

平成30年 4月 4日

仙台市保健所長



平成29年 4月 1日 から

有効期間

平成35年 3月31日 まで



許可番号 第D10372号

書換交付

## 医薬品販売業許可証

氏名 丸木医科器械株式会社  
(法人にあつては名称)

店舗の名称 丸木医科器械株式会社仙台支店

店舗の所在地 仙台市太白区西中田三丁目20番7号  
又は営業区域

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定により卸売販売業の許可を受けた者であることを証明する。

平成30年 4月11日

宮城県知事 村井嘉浩



有効期間 平成29年 8月 2日 から  
平成35年 8月 1日 まで

取扱品目 全ての医療用医薬品、  
要指導医薬品及び一般用医薬品

書 換 え 交 付

仙台市（H30健保安）指令第

3号

登録番号 第Q01206号

## 毒物劇物一般販売業登録票

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 仙台市太白区西中田三丁目20-7

氏 名（個人にあっては、その名称） 丸木医科器械株式会社

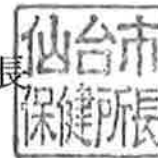
営業所又は店舗の所在地 仙台市太白区西中田三丁目20-7

営業所又は店舗の名称 丸木医科器械株式会社 仙台支店

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の一般販売業者であることを証明する。

平成30年 4月 4日

仙台市保健所長



平成29年 9月 1日 から

有効期間

平成35年 8月31日 まで

許可番号 04BS200267



# 医療機器修理業許可証

氏名又は名称 丸木医科器械株式会社

事業所の名称 丸木医科器械株式会社 仙台支店

事業所の所在地 宮城県仙台市太白区西中田 3-20-7

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

平成30年2月21日

宮城県知事

村井

嘉浩



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
人工臓器関連  
光学機器関連  
理学療法用機器関連  
歯科用機器関連  
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
人工臓器関連  
光学機器関連  
理学療法用機器関連  
歯科用機器関連  
検体検査用機器関連  
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成30年2月21日 から

平成35年2月20日 まで